

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

## 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

## 2. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・該当なし

## (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得したのものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、定額法を採用している。

・無形固定資産

残存価格を零とし、定額法による減価償却を採用している。

・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

## 3. 重要な会計方針の変更

## (1) 表示方法の変更

有形固定資産の減価償却累計額について、各固定資産の金額から直接控除し、その控除して得た額を当該各有形固定資産の金額として表示する方法(直接法)から、各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示する方法(間接法)に変更している。

## 4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職共済制度に加入している。

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、公益事業の拠点が一つであるため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点(社会福祉事業)

「法人本部」

イ ケアハウス拠点(社会福祉事業)

「ケアハウス マリンピア銚子」

ウ 訪問介護事業拠点(社会福祉事業)

「介護サービス マリンピア銚子」

エ 障害福祉事業拠点(社会福祉事業)

「障害福祉サービス マリンピア銚子(居宅支援)」

オ マリンピア神栖拠点(社会福祉事業)

「特別養護老人ホーム マリンピア神栖」

「短期入所生活介護 マリンピア神栖」

「通所介護 すみれデイサービスセンター」

「居宅介護支援 マリンピア神栖」

「地域密着型特別養護老人ホーム「幸」」

カ 居宅介護支援事業拠点(公益事業)

「居宅支援センター マリンピア銚子」

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	248,494,678	0	0	248,494,678
建物	1,269,522,609	8,112,960	72,673,185	1,204,962,384
合計	1,518,017,287	8,112,960	72,673,185	1,453,457,062

## 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	37,163,140円
建物（基本財産）	594,327,055円
計	631,490,195円

担保に供している債務の種類及び金額は、以下のとおりである。

建設資金借入金	492,682,857円
計	492,682,857円

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	93,833,732	0	93,833,732
未収金	20,443	0	20,443
合計	93,854,175	0	93,854,175

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし